

第1章

3月末時点より8社増加

今四半期におけるIFRS 新規任意適用の現状

【この章のエッセンス】

●2019年3月期までの有価証券報告書においてIFRSを任意適用した東証上場企業は196社であった。

●2019年6月末までにさらに8社がIFRSに基づく四半期報告書を開示し、IFRSを任意適用した東証上場企業は204社に増加した。

2009年12月「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(以下、「内閣府令」という)が公布・施行されて以来、わが国において国際財務報告基準(IFRS)を任意適用した有価証券報告書が公表されている。2019年3月期までの有価証券報告書においてIFRSを任意適用

した東証上場企業は196社に達し、これらの企業の開示分析については本誌2019年9月10日号(No.1555)掲載の「IFRS任意適用企業の開示分析」で紹介した。

では、IFRS任意適用企業の四半期報告書における開示はどうか。IFRS任意適用企業の四半期報告書においてもIFRSの規定に従うことになるが、実際に何をどのように開示するかは企業の判断に委ねられているところもあり、実務上の対応はさまざまである。

IFRS適用時期については、年度末または第1四半期からのみIFRSを任意適用できるとされていたものの、2013年10月の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等(以下、「本改正」という)においてIFRS適用時期の制限が廃止

され、第2・第3四半期からのIFRS任意適用が認められるようになった(「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「四半期連結財務諸表規則」という)1の2)。本改正はIFRS任意適用企業の範囲拡大を図ることを目的とし、IFRS適用時期以外にも上場会社であることや国際的な財務活動・事業活動を行っていること⁽¹⁾などの要件も合わせて撤廃されている。

これまで年度末日および第1四半期以外のタイミングからIFRS任意適用を行う企業はなかったが、窪田製薬ホールディングス(株)が2017年12月期の第2四半期にIFRS開示を行ったのをはじめ、シェアリングテクノロジー(株)が2018年9月期の第3四半期よりIFRS開示を行っている。

これまで年度末日および第1四半期以外のタイミングからIFRS任意適用を行う企業はなかったが、窪田製薬ホールディングス(株)が2017年12月期の第2四半期にIFRS開示を行ったのをはじめ、シェアリングテクノロジー(株)が2018年9月期の第3四半期よりIFRS開示を行っている。

本誌2018年11月20日号(No.1529)掲載の「IFRS任意適用企業の四半期開示分析」では、2018年6月30日時点でIFRSに基づく四半期報告書を開示している178社の開示分析を行っているが、本稿では、分析対象企業を2019年6月30日までの期間にIFRSに基づく四半期報告書を開示している204社に広げ、四半期報告書における開示状況の分析を行うことで、今後IFRSの任意適用を

(図表1) 本誌2019年9月10日号掲載の「IFRS任意適用企業の開示分析」以降2019年6月期までに四半期報告書を開示しているIFRS任意適用企業一覽

有価証券報告書等における最初のIFRS報告年度	社名(略称)	東証業種分類
2019年6月期	アドベンチャー	サービス業
2019年12月期	カゴメ	食料品
2020年3月期	プレミアムウォーターホールディングス	食料品
	エフティグループ	卸売業
	エア・ウォーター	化学
	栗田工業	機械
	SUBARU	輸送用機器
	ヤマハ	その他製品